⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①㋐　監理技術者を配置する場合　１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））の資格を有する者。

・電気通信工事において主任技術者の要件に該当する者の内、元請けとして4,500万円以上の電気通信工事に関して、２年以上の指導監督的な実務経験を有する者。

㋑　主任技術者を配置する場合　㋐に示す要件に該当する者又は２級電気通信工事施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

・電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高校・専門学校は５年以上、大学・短大・高専・専門（専門士若しくは高度専門士）は３年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

・電気通信工事の実務経験を10年以上有する者。

・電気通信主任技術者の資格を有し、合格後電気通信工事の実務経験を５年以上有する者。

・工事担任者の資格（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方、又は総合通信のいずれか）を有し（令和３年４月１日以後の資格試験に合格した者のみ対象）、合格後電気通信工事の実務経験を３年以上有する者。

・登録電気工事基幹技能者講習修了証、登録計装基幹技能者講習修了証を有する者。（なお、登録電気工事基幹技能者講習修了証、登録計装基幹技能者講習修了証を有する者は、建設業法第26条第１項の主任技術者の要件（建設業の種類：電気通信工事業）を満たす者であること。）

②　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、遠方監視制御設備の施工実績を有することとする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成23年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「産休等」という。）を取得した場合は、産休等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。

⑸　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。（詳細は入札説明書参照）

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札説明書を下記４⑵②により直接入手した者であること。

⑾　技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）、又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書参照）

①　技術提案

②　賃上げの実施に関する評価

③　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、上記２に定める競争参加資格の確認を受け、競争参加資格を認められた者であること。

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷　評価値の算出方法　評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

①　標準点　⑶①～②の要件を満たす者に対して100点を付与する。

②　加算点　技術提案項目及び技術提案以外の項目に対して、最大63点を付与する。

③　施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸　評価の担保

①　受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行うとともに違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑹　技術提案書等の作成及び通知

①　技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案書等の採否等については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

⑺　技術提案書等の作成のための質問を受け付けるものとする。

⑻　ヒアリングの実施

①　技術提案書等に係るヒアリングを必要に応じて実施する。（詳細は入札説明書による。）

②　施工体制の評価　施工体制の確認のためのヒアリングを開札後速やかに実施するものとし、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　横田　知幸　電話078―391―7576